明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令（防衛一六）　一

〔告　示〕

○除籍の一部が滅失した件（法務五八四）　二

○日本国に帰化を許可する件（同五八五）　二

○在外教育施設の認定変更を承認した件（文部科学一四九）　三

○型式検査に合格した農機具の型式等について報告があった件（農林水産一九一八）　三

○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録外国認定機関の登録事項の変更の届出があった件（同一九一九、一九二〇）　三

○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定による地鶏肉、有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物についての登録認定機関の登録の失効に関する件（同一九二一）　三

○保安林の指定をする件（同一九二二～一九二九）　三

○保安林の指定を解除する件（同一九三〇～一九三三）　四

○輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表の一部を改正する件（経済産業二四三）　四

○特定物質に関する製造数量の許可申請期間に関する件（同二四四）　五

○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通一三七四～一三七六）　五

○独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準を定める件（防衛二〇九）　六

○道路に関する件（四国地方整備局一一三）　六

〔国会事項〕

法務省　財務省

〔人事異動〕

〔叙位・叙勲〕

〔官庁報告〕

官庁事項

特定保安林の指定について（農林水産省）　七

産　業

日本工業規格（経済産業省）　八

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示（富山労働局最低賃金公示四、愛媛同四、五）　八

〔資　料〕

機械受注統計調査報告（平成二十二年九月）（実績）（内閣府）　八

日本と世界の天候（平成二十二年十月）（速報）（気象庁）　九

〔公　告〕

諸事項　一〇

裁判所

相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　一三

会社その他　二六

省　令

○防衛省令第十六号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第八条第三項及び第三十七条の規定に基づき、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十一月二十二日

防衛大臣　北澤　俊美

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十三年内閣府令第九十三号）の一部を次のように改正する。

第十五条を第十八条とする。

第十四条の見出し中「重要な」を「不要財産以外の重要な」に改め、同条中「規定により」の下に「不要財産以外の」を加え、同条を第十七条とする。

第十三条の見出し中「重要な」を「不要財産以外の重要な」に改め、同条中「定める」の下に「不要財産以外の」を加え、同条を第十六条とする。

第十二条を第十五条とし、第十一条を第十四条とし、第十条を第十三条とする。

第九条の見出しを「（収益の獲得が予定されない償却資産）」に改め、同条を第十条とし、同条の次に次の二条を加える。

（収益の獲得が予定されない資産除去債務に係る除去費用等）

第十一条　防衛大臣は、機構が業務のため保有し又は取得しようとしている有形固定資産に係る資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額及び時の経過による資産除去債務の調整額（以下この条において「除去費用等」という。）についてその除去費用等に対応すべき収益の獲得が予定されないと認められる場合には、当該除去費用等を指定することができる。